二年法律第百六十一号)第二条第六号に規定する公園事業又は同条第第一項に規定する都市公園に該当するもの、港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設による学校(大学、専修学校及び各種学校を除く。)の施設に該当するもの、港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、港湾法第二条第五項第九号の三に規定する港湾環境整備施設に該当するもの、港湾法第二条第五項第九号の三に規定する公園事業又は同条第二年法律第百六十一号)第二条第六号に規定する公園事業又は同条第二年法律第百六十一号)第二条第六号に規定する公園事業又は同条第二年法律第一項に表する。	一 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジー 野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園その他の運動・レジー
るもので、その規模が一ヘクタール以上のものとする。 (特定工作物) (特定工作物)	るもので、その規模が一ヘクタール以上のものとする。 2 法第四条第十一項の大規模な工作物で政令で定めるものは、次に掲げ第一条 略 (特定工作物)
現行	改正案

(地区整備計画において定める建築物等に関する事項)

で定めるものは、垣又はさくの構造の制限とする。第七条の六 法第十二条の五第七項第二号の建築物等に関する事項で政令

(地区計画の策定に関する基準)

第七条の七 地区計画を都市計画に定めるについて必要な政令で定める基 笠

準は、次に掲げるものとする。

を形成し、又は保持するよう、必要な位置に適切な規模で定めること画と併せて効果的な配置及び規模の公共施設を備えた健全な都市環境画と併せて効果的な配置及び規模の公共施設を備えた健全な都市課が規模は、当該区域及びその周辺において定められている他の都市計 地区施設及び法第十二条の五第五項第二号に規定する施設の配置及

して当該区域の特性にふさわしいものとなるように定めること。 理的な土地の利用形態を示し、かつ、その配列、用途構成等が一体とるものを除く。) は、建築物等が各街区においてそれぞれ適正かつ合二 建築物等に関する事項(再開発等促進区及び開発整備促進区におけ

 \equiv は、 他 用途、 の業務の利便の増進等を考慮して、 再開発等促進区又は開発整備促進区における建築物等に関する事項 市街地の空間の有効な利用、 容 積、 高さ、 配列等を備えた適正かつ合理的な土地の 良好な住居の環境の確保、 建築物等が当該区域にふさわ 商業その 利用 形

四 再開発等促進区又は開発整備促進区における地区整備計画の区域は

となるように定めること

(地区整備計画において定める建築物等に関する事項

で定めるものは、垣又はさくの構造の制限とする。第七条の六 法第十二条の五第六項第二号の建築物等に関する事項で政令

(地区計画の策定に関する基準

準は、次に掲げるものとする。第七条の七 地区計画を都市計画に定めるについて必要な政令で定める基

にふさわしいものとなるように定めること。態を示し、かつ、その配列、用途構成等が一体として当該区域の特性、、建築物等が各街区においてそれぞれ適正かつ合理的な土地の利用形一 建築物等に関する事項(再開発等促進区におけるものを除く。)は

三 進等を考慮して、 ること 有効な利用、 再開発等促進区における建築物等に関する事項は、 配列等を備えた適正かつ合理的な土地の利用形態となるように定め 良好な住居の環境の確保、 建築物等が当該区域にふさわしい用途、 商業その他の業務の 市 音地の 容積、 利 空間 便 高さ の増

四 再開発等促進区における地区整備計画の区域は、建築物及びその敷

べき土地の区域としてふさわしいものとなるように定めること。、建築物及びその敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行う

計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。場合を含む。)の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区第十四条の二 法第十九条第三項(法第二十一条第二項において準用する(地区計画等に定める事項のうち都道府県知事の同意を要するもの)

調整区域内におい 地区計画 て定めるものを除 地区 計画 (市街化 三 五. 兀 築物等に関する事項のうち、 地域地区の区域その他国土交通省令で定める区域 項のうち、 において定められる場合に限る。) に掲げるもの(これらの事項が都道府県が定める 発整備促進区におけるものを除く。)のうち、 口 イ 再開発等促進区又は開発整備促進区に関する事 再開発等促進区又は開発整備促進区における建 建築物等に関する事項 の配置及び規模 略 法第十二条の五第五項第二号に規定する施設 略 次に掲げるもの 事 (再開発等促進区及び開 項 次に掲げるもの(ハ 次

ていさつしているようこ官かること。地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域とし

場合を含む。)の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区第十四条の二 法第十九条第三項(法第二十一条第二項において準用する(地区計画等に定める事項のうち都道府県知事の同意を要するもの)てふさわしいものとなるように定めること。

計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。

							√°→	て定めるものを除	調整区域内におい	地区計画(市街化	地区計画等
場合に限る。)	他国土交通省令で定める区域において定められる	らの事項が都道府県が定める地域地区の区域その	るものを除く。)のうち、次に掲げるもの(これ	四 建築物等に関する事項(再開発等促進区におけ	の配置及び規模	ロ 法第十二条の五第四項第二号に規定する施設	イ略	るもの	三 再開発等促進区に関する事項のうち、次に掲げ	一•二 略	事項

五.

のうち、次に掲げるもの(ハに掲げるものにあつ

再開発等促進区における建築物等に関する事項

2 第十九条 同じ。 ただし、 表 二十二条の三、第二十三条の三及び第三十六条において同じ。) 理市町村 めることができる。 一十九条第 (許可を要しない開発行為の規模) 欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる規模とする。 略)の区域内にあつては、 区域を限り、 略 法第二十九条第一項第一号の政令で定める規模は、 同表の第三欄に掲げる場合には、 (法第三十三条第六項に規定する事務処理市町村をいう。 項に規定する指定都市等をいう。 七 六 同表の第四欄に掲げる範囲内で、 築物の 計画において定められた建築物の建ぺい率を超え 途及び当該誘導すべき用途に供する特定大規模建 おける地区整備計画の区域において誘導すべき用 て定められる場合に限る。 に掲げるものにあつては、用途地域に関する都市 1 略 法第十二条の十二 敷地として利用すべき土地の区域 当該指定都市等又は事務処理市町村。 一に規定する開発整備促進区に 都道府県 略 以下同じ。 (指定都市等 (法第 その規模を別に定)又は事務処 次の表の第 は、 以下 条 第 2 第十九条 内で、 表 において同じ。) 市町村。第二十二条の三、第二十三条の三、第三十一条及び第三十六条 いう。以下同じ。)の区域内にあつては、 務処理市町村 ただし、同表の第三欄に掲げる場合には、都道府県 (法第二十九条第 欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる規模とする。 略 略 その規模を別に定めることができる。 略 法第二十九条第一項第一号の政令で定める規模は、 (法第二十九条第一項第四号に規定する事務処理市町村を は、 六 項第一 ては、 れた建築物の建ペい率を超えて定められる場合に イ~ハ 条例で、 略 用途地域に関する都市計画において定めら 号の政令で定める規模) 略 区域を限り、 当該指定都市等又は事務処理 略 同表の第四欄に掲げる範囲 (指定都市等又は 次の表の第

(適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益

上必要な建築物

げるものとする。 第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める建築物は、次に掲

一~三略

する施設である建築物

四 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する施設である建築物又は軌道法(大正十年法律第一場が重事業者しくは同条第五項に規定する索道事業で一般の需要に応

五~十七 略

十八 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十条に規定する

十九~二十二 略

公民館の用に供する施設である建築物

する施設である建築物又は地方公共団体が設置する市場の用に供に供する施設である建築物又は地方公共団体が設置する市場の用に供定する中央卸売市場若しくは同条第四項に規定する地方卸売市場の用一十三 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第三項に規

二十四·二十五 略

等をいう。)、市町村(指定都市等及び事務処理市町村を除き、特別二十六 国、都道府県等(法第三十四条の二第一項に規定する都道府県

(法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物

物は、次に掲げるものとする。第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築

一〜三略

用される無軌条電車の用に供する施設である建築物 る索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設である建築物四 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第五項に規定す

五~十七 略

十八~二十一

る市場の用に供する施設である建築物村を除き、都の特別区を含む。以下この条において同じ。)が設置すに供する施設である建築物又は市町村(指定都市等及び事務処理市町定する中央卸売市場若しくは同条第四項に規定する地方卸売市場の用二十二 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第三項に規

二十三・二十四 略

は広域連合又は市町村が設置団体である地方開発事業団が設置する庁二十五市町村、市町村がその組織に加わつている一部事務組合若しく

第二十二条 二十七~三十 (開発行為の許可を要しない通常の管理行為、 ホ 口 業の用に供する建築物で次に掲げる建築物以外のもの イ 方開発事業団が設置する研究所、試験所その他の直接その事務又は事 ている一部事務組合若しくは広域連合又は市町村が設置団体である地 区を含む。 域において居住している者の利用に供するものを除く。)で国土交 業の用に供する施設である建築物 ずるものとして国土交通省令で定めるものを除く。 通省令で定めるもの 定する助産所の用に供する施設である建築物 する病院 又は更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)による更生保護事 する施設である建築物 る専修学校又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校の用に供 宿舎 多数の者の利用に供する庁舎 社会福祉法 医療法 学校教育法第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定す 法第二十九条第一項第十一号の政令で定める開発行為は、 (職務上常駐を必要とする職員のためのものその他これに準 以下この号において同じ。)、市町村がその組織に加わつ (昭和二十三年法律第二百五号) 同条第二項に規定する診療所又は同法第二 (昭和二十六年法律第四十五号) (主として当該開発区域の周辺 第一条の五第 軽易な行為その他の行為 による社会福祉事業 一条第一項に規 項に規定 の地 次 第二十二条 二十六~二十九 (法第二十九条第一 舎 研究所その他直接その事務又は事業の用に供する建築物 法第二十九条第一項第十二号の政令で定める開発行為は、 略 項第十二号の政令で定める開発行為)

次

で定める建築物又は第	の火薬庫である建		^{圧築物等)} (市街化区域内において建築し、又は建設+	法第三十四条第九号(法第三十五条の二第四項にお
一条第一項の火薬	は第一種特定工作物は	建築物又は第一種特定工作物は、一人の大学、第二条第一項の火薬	(3) 第二条第一種特定工物又は第一種特定工作物は (4) では (4)	建築物等) 建築物等) 建築物等)
締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項の火薬類第二十九条の五 法第三十四条第七号の政令で定める危険物は、	2 (法第三十四条 第二十九条の五 締法(昭和二十 年) (法第三十四条	2 法第三十四条第七号の政令で定める危険物等) (法第三十四条第七号の政令で定める危険第二十九条の五 法第三十四条第七号の政令で定める危険を) まず (法第三十四条第七号の政令で定める危険を) (法第三十四条第七号の市街化区域内に対して政令で定める) (法第三十四条第七号の政令で定める) (法第二十四条第七号の政令で定める) (法第三十四条第七号の政令で定める) (法第三十四条第七号の政令で定める) (法第二十四条第七号の政令で定める) (法第二号の政令で定める) (法第二号の政令で定める) (法第二号の政令で定める) (法第二号の政令で定める) (法第二号の政令で定める) (法第二号の政令で定める) (法第二号の政令で定める) (法第二号の政令定める) (法第三十四条第七号の政令定める) (法第二号の政令定める) (法第二号の政令定める) (法第二号の政令定める) (法第二号の政令定める) (法第二号の政令定める) (法第二号の政令定める) (法》) (法》) (法》) (法》) (法》) (法》) (法》) (法》)	(法第三十四条第七号の政令で定める危険物等) (法第三十四条第七号の政令で定める危険第二十九条の五 法第三十四条第七号の市街化区域内において建築し、とが不適当な建築物又は第一種特定工作物として政令でとが不適当な建築物又は第一種特定工作物として政令でとが不適当な建築物又は第一種特定工作物として政令で作物とする。	(法第三十四条第七号の政令で定める建築物等) 第二十九条の五 法第三十四条第七号の政令で定める危険 第二十九条の五 法第三十四条第七号の政令で定める危険 ※類取締法第十二条に規定する火薬庫である建築物又 とが不適当な建築物又は第一種特定工作物として政令で とが不適当な建築物又は第一種特定工作物として政令で とが不適当な建築物又は第一種特定工作物として政令で とが不適当な建築物又は第一種特定工作物として政令で とが不適当な建築物又は第一種特定工作物として政令で とが不適当な建築物とは第二種特定工作物として政令で とが不適当な建築物とは第二種特定工作物として政令で とが不適当な建築物とは第二種特定工作物として政令で とが不適当な建築物とは第二種特定工作物として政令で とが不適当な建築物ので定める建築物等)
	2 法第三十四条第七号の市街化区域内において建築し、	とが不適当な建築物又は第一種特定工作物として政令で2 法第三十四条第七号の市街化区域内において建築し、	作物とする。	2 法第三十四条第八号の政令で定める建築物等) とが不適当な建築物又は第一種特定工作物として政令でとが不適当な建築物又は第一種特定工作物として政令で作物とする。 (法第三十四条第七号の市街化区域内において建築し、

第三十条 第二十九条の九 第二十九条の八 更の日から起算して五年とする する場合を含む。 行為を行うことができる期間) 区域を含まないこととする。 区域に、原則として、第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の る土地の区域を含まないこととする。 る土地の区域に、 て準用する場合を含む。)の政令で定める基準は、 て準用する場合を含む。)の政令で定める基準は、 (法第三十四条第十一号の土地の区域を条例で指定する場合の基準) (区域区分に関する都市計画の決定等の際土地等を有していた者が開発 (開発許可をすることができる開発行為を条例で定める場合の基準) 次に掲げるものとする。 略 法第三十四条第十三号(法第三十五条の二第四項において準用 法第三十四条第十二号(法第三十五条の二第四項におい 法第三十四条第十一号(法第三十五条の二第四項におい)の政令で定める期間は、 原則として、第八条第一項第二号ロからニまでに掲げ 当該都市計画の決定又は変 同号の条例で定める 同号の条例で指定す 第三十一条 第三十条 第二十九条の八 第二十九条の七 定又は変更の日から起算して五年とする。 掲げる土地の区域を含まないこととする。 条例で定める区域に、 ニまでに掲げる土地の区域を含まないこととする。 条例で指定する土地の区域に、原則として、第八条第一項第二号ロから 工作物は、次に掲げるものとする。 (法第三十四条第八号の三の政令で定める基準) (法第三十四条第九号の政令で定める期間) (法第三十四条第八号の四の政令で定める基準) (法第三十四条第十号イの政令で定める開発区域の面積) 略 法第三十四条第九号の政令で定める期間は、 法第三十四条第十号イの政令で定める開発区域の面積は、 法第三十四条第八号の三の政令で定める基準は、 法第三十四条第八号の四の政令で定める基準は、 原則として、第八条第一項第二号ロからニまでに 当該都市計画 同号の 同号の

[の決

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準)	(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準)
一~四略	
るものとする。	るものとする。
第三十五条 法第四十三条第一項第六号の政令で定める行為は、次に掲げ	第三十五条 法第四十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げ
	常の管理行為、軽易な行為その他の行為)
(法第四十三条第一項第六号の政令で定める行為)	(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可を要しない通
二略	二 略
一 法第二十九条第一項第四号から第十号までに掲げる開発行為	一 法第二十九条第一項第四号から第九号までに掲げる開発行為
掲げるものとする。	掲げるものとする。
第三十四条 法第四十三条第一項第五号の政令で定める開発行為は、次に	第三十四条 法第四十三条第一項第四号の政令で定める開発行為は、次に
	等の許可を要しないこととなる開発行為)
(法第四十三条第一項第五号の政令で定める開発行為)	(その開発行為が行われた土地の区域内における建築物の新築等が建築
第三十一条の二 略	第三十一条略
の面積を別に定めることができる。	
能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為につき、区域及びその目的	
きは、都道府県は、条例で、産業の振興、居住環境の改善その他都市機	
利用等の態様に照らし、これによることが不適当であると認められると	
十へクタールとする。ただし、都市計画区域における人口、産業、土地	

すると認めるときでなければ、法第四十三条第一項の許可をしてはなら市等の長。以下この項において同じ。)は、次の各号のいずれにも該当第三十六条 都道府県知事(指定都市等の区域内にあつては、当該指定都

一·二 略 ない。

特定工作物

イ

法第三十四条第一号から第十号までに規定する建築物又は第一

種

て用途を変更する建築物で変更後の用途が同号の条例で定める用途で同号の条例で定める用途に該当しないもの又は当該区域内におい築し、若しくは改築する建築物若しくは新設する第一種特定工作物口 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域内において新

ハ略

に該当しないもの

に限る。)
定工作物(第三十条に規定する期間内に建築し、又は建設するもので工作物(第三十条に規定する期間内に建築し、又は建設する建築物又は第一種特て同号に規定する目的で建築し、又は建設する建築物又は第一種特ニ 法第三十四条第十三号に規定する者が同号に規定する土地におい

ホ略

7

2

略

(市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可を要しない

すると認めるときでなければ、法第四十三条第一項の許可をしてはなら市等の長。以下この項において同じ。)は、次の各号のいずれにも該当第三十六条 都道府県知事(指定都市等の区域内にあつては、当該指定都

ない。

一·二 略

三 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物が次のいずれ

に該当すること。

イ 法第三十四条第一号から第八号の二までに規定する建築物又は

一種特定工作物

途に該当しないもの

小て用途を変更する建築物で変更後の用途が同号の条例で定める用物で同号の条例で定める用途に該当しないもの又は当該区域内にお物で同号の条例で定める用途に該当しないもの又は当該区域内において 法第三十四条第八号の三の条例で指定する土地の区域内において

ハ 略

限る。)
 工作物(第三十条に規定する期間内に建築し、又は建設するものに「一時に規定する目的で建築し、又は建設する建築物又は第一種特定「一法第三十四条第九号に規定する者が同号に規定する土地において

2 略

ホ

略

(通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十六条の二 略

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

一条第一項第八号から第十号までに掲げるものを除く。) に関する都市同じ。) 又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設(法第十して行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、国、都道府県若第三十六条の三 法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行と 第

(施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等

計画に適合して行う行為とする。

の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十八条の二 略

(届出を要する行為)

める行為は、工作物の建設及び次の各号に掲げる土地の区域内において第三十八条の四 法第五十八条の二第一項各号列記以外の部分の政令で定

一·二 略 行う当該各号に定める行為とする。

られている土地の区域 木竹の伐採 地区計画において法第十二条の五第七項第三号に掲げる事項が定め

第三十六条の二 略

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

(通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十八条の二 略

(届出を要する行為)

| 行う当該各号に定める行為とする。 | める行為は、工作物の建設及び次の各号に掲げる土地の区域内において | 第三十八条の四 | 法第五十八条の二第一項各号列記以外の部分の政令で定

一 · 二 略

られている土地の区域 木竹の伐採 三 地区計画において法第十二条の五第六項第三号に掲げる事項が定め

(地区計画の区域内において建築等の届出を要しない通常の管理行為、

軽易な行為その他の行為)

第三十八条の五 略

(建築等の届出を要しないその他の行為)

第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、

次に掲げるものとする。

二項において準用する場合を含む。)の確認又は同法第十八条第二項二 建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項又は第八十八条第

の用途の変更(当該建築物等又はその敷地について地区計画においてを含む。)の通知を要する建築物の建築、工作物の建設又は建築物等(同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合

十八条の二第一項(同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十定められている内容(次に掲げる事項を除く。)のすべてが同法第六

イ〜ハ 略

限として定められている場合に限る。)

八条第二項において準用する場合を含む。)

の規定に基づく条例で制

二 法第十二条の十二に規定する開発整備促進区における地区整備計

画の区域において誘導すべき用途及び当該誘導すべき用途に供する

特定大規模建築物の敷地として利用すべき土地の区域

三略

四 法第二十九条第一項第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な

(通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十八条の五 略

(法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為)

次に掲げるものとする。第三十八条の七年法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、

略

二項において準用する場合を含む。)の確認又は同法第十八条第二項二 建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項又は第八十八条第

を含む。)の通知を要する建築物の建築、工作物の建設又は建築物等(同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合

定められている内容(次に掲げる事項を除く。)のすべてが同法第六の用途の変更(当該建築物等又はその敷地について地区計画において

八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく条例で制十八条の二第一項(同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十定められている内容(次に掲げる事項を除く。)のすべてが同法第六

イ〜ハ 略

限として定められている場合に限る。)

三略

四 法第二十九条第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な事業の

むを得ないものとして国土交通省令で定めるもの及ぼすおそれが少ないと認められるもののうち、用途上又は構造上や事業の実施に係る行為で地区計画の目的を達成する上で著しい支障を

ないものとして国土交通省令で定めるものおそれが少ないと認められるもののうち、用途上又は構造上やむを得実施に係る行為で地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼす

- 13 -

改正案	現行
(用途地域の制限に適合しない建築物の増築等の許可に当たり意見の聴	(用途地域の制限に適合しない建築物の増築等の許可に当たり意見の聴
取等を要しない場合)	取等を要しない場合)
第百三十条 法第四十八条第十四項の政令で定める場合は、次に掲げる要	第百三十条 法第四十八条第十三項の政令で定める場合は、次に掲げる要
件に該当する場合とする。	件に該当する場合とする。
一 増築、改築又は移転が法第四十八条各項(第十四項及び第十五項を	一 増築、改築又は移転が法第四十八条各項(第十三項及び第十四項を
除く。以下この条において同じ。)のただし書の規定による許可(以	除く。以下この条において同じ。)のただし書の規定による許可(以
下この条において「特例許可」という。)を受けた際における敷地内	下この条において「特例許可」という。)を受けた際における敷地内
におけるものであること。	におけるものであること。
二・三略	二•三 略
(第二種住居地域等内に建築してはならない建築物の店舗、飲食店等に	
第百三十条の八の二 法別表第二公項第六号及びる項第七号(法第八十七	
条第二項又は第三項において法第四十八条第六項及び第十一項の規定を	
準用する場合を含む。)の規定により政令で定める用途は、場外勝舟投	
票券発売所とする。	
2 法別表第二心項第六号及び炒項(法第八十七条第二項又は第三項にお	
いて法第四十八条第七項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。)	
の規定により政令で定める用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所	

とする。

(準住居地域内で営むことができる特殊の方法による事業)

第百三十条の八の三 略

(近隣商業地域及び準工業地域内に建築してはならない建築物)

ジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、ヌードスタ条第二項又は第三項において法第四十八条第八項及び第十項の規定を準第百三十条の九の二 法別表第二均項第三号及び似項第三号(法第八十七

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)

とする店舗その他これらに類するものとする。

に供する施設、

専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目

的

ものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。る制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められた第百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例によ

- にあつては、当該区域の用途構成の適正化、各街区ごとの住居の環イ 地区計画の区域(再開発等促進区及び開発整備促進区を除く。)建築物の用途の制限 次に掲げるものであること。
- ロ 地区計画の区域のうち再開発等促進区又は開発整備促進区にあつ

形成に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの

商業その他の業務の利便の増進等による良好な環境

の街

区

0

境の保持、

、準住居地域内で営むことができる特殊の方法による事業

第百三十条の八の二 略

(近隣商業地域及び準工業地域内に建築してはならない建築物

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)

一建築物の用途の制限 次に掲げるものであること。ものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。る制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められた第百三十六条の二の五 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例によ

- 合理的な制限であることが明らかなもの他の業務の利便の増進等による良好な環境の街区の形成に貢献する域の用途構成の適正化、各街区ごとの住居の環境の保持、商業その本、地区計画の区域(再開発等促進区を除く。)にあつては、当該区
- ロ 地区計画の区域のうち再開発等促進区にあつては、当該再開発等

理的な制限であることが明らかなもの住居の環境の確保、商業その他の業務の利便の増進等に貢献する合ては、当該再開発等促進区又は開発整備促進区にふさわしい良好な

二〜十五略

2 \ 12 略

(基準時)

第百三十七条 四条第 ľ, れらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、 築物について、 まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建 第六十二条第一項、 五十八条、 の二第 第二項若しくは第七項、 十八条第一項から第十三項まで、法第五十一条、 十八条の二、法第三十条、 七条の八、 くは第二項、 十六条の九第 の規定により法第二十条、 一項、 一 項、 第百三十七条の九及び第百三十七条の十二第二項において同 法第五十九条第一項若しくは第二項、 この章において「基準時」とは、法第三条第二項 法第六十条の二第一項若しくは第二項、 法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、 法第五十五条第一項、 項において準用する場合を含む。 法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定 法第六十七条の二第一項若しくは第五項から第七項 法第五十三条第一項若しくは第二 法第三十四条第二項、 法第二十六条、 法第五十六条第一項、 法第六十条第一項若し 法第四十七条、 法第二十七条、 以下この条、 法第五十二条第一項 法第六十一条、 項、 法第五十六条 法第五十 第百三十 法第四 (法第八 法第二 法第 (そ 法

利便の増進等に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの促進区にふさわしい良好な住居の環境の確保、商業その他の業務の

ハ〜ホ 略

2 二 12 十五 略

基準時)

第百三十七条 れらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、 築物について、 まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない 第六十二条第一項、 くは第二項、 五十八条、 の二第一項、 四条第一項、 第二項若しくは第七項、 十八条第一項から第十二項まで、法第五十一条、 十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、 じ。)の規定により法第二十条、 七条の八、第百三十七条の九及び第百三十七条の十二第二項において同 十六条の九第一項において準用する場合を含む。 法第五十九条第一項若しくは第二項、 この章において「基準時」とは、 法第六十条の二第一項若しくは第二項、 法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一 法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、 法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定(そ 法第六十七条の二第一項若しくは第五項から第七 法第五十三条第一項若しくは第二項、 法第二十六条、 法第三条第二項 法第六十条第一項若し 法第五十二条第一項 法第四十七条、 法第二十七条、 以下この条、 法第六十一 法第五十六条 項、 法第五十 第百三十 法第四 (法第八 法第二 法第 項 法

を受けない期間の始期をいう。 法第六十二条第 法第四十八条第一項から第十三項までの各項の規定又は法第六十一条と 一項の規定は、 それぞれ同一の規定とみなす。) の適用

(用途地域等関係)

第百三十七条の七 に定めるところによる。 第 第十三項までの規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、 法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から 次

略

三 用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、 分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。 増築後の法第四十八条第一項から第十三項までの規定に適合しな 基準時におけるその部

兀 の出力、 動機の出力、 築後のそれらの出力、 法第四十八条第一項から第十三項までの規定に適合しない事由が原 台数又は容量の合計の一・二倍を超えないこと。 機械の台数又は容器等の容量による場合においては、 台数又は容量の合計は、 基準時におけるそれら 増

五 略

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第百三十七条の十二

2 • 略

4 法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十三項までの

> を受けない期間の始期をいう。 法第六十二条第 法第四十八条第一項から第十二項までの各項の規定又は法第六十一条と 項の規定は、 それぞれ同一の規定とみなす。 の適用

用途地域等関係

第百三十七条の七 に定めるところによる。 第一項の規定により政令で定める範囲は、 第十二項までの規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七 法第三条第二項の規定により法第四十八条第 増築及び改築については、 一項 から

次

略

三 用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、 増築後の法第四十八条第一項から第十二項までの規定に適合しな 基準時におけるその部

分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

兀 の出力、 築後のそれらの出力、 動機の出力、 法第四十八条第一項から第十二項までの規定に適合しない事由が原 台数又は容量の合計の一・二倍を超えないこと。 機械の台数又は容器等の容量による場合においては、 台数又は容量の合計は、 基準時におけるそれら 増

五. 略

第百三十七条の十二

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

2 • 略

4 法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十二項までの

内のものを除く。)を伴わないこれらの修繕又は模様替のすべてとする、当該建築物の用途の変更(第百三十七条の十八第二項に規定する範囲より政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定に

(建築物の用途を変更する場合に法第二十四条等の規定を準用しない類

似の用途等)

の規定の準用に関しては、この限りでない。
各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途は、当該建築物が前条第八号から第十一号まで及び次の第百三十七条の十八 法第八十七条第三項第二号の規定により政令で指定

一~四略

めるものとする。

2 法第八十七条第三項第三号の規定により政令で定める範囲は、次に定

れぞれ当該イからホまでに掲げる用途相互間におけるものであること一 次のイからホまでのいずれかに掲げる用途である場合において、そ

イ・ロ 略

ハ 法別表第二
⑤項第二号又は同表
⑥項第三号
⑥から二十までに掲げ

る用途

二 • ホ 略

内のものを除く。)を伴わないこれらの修繕又は模様替のすべてとする、当該建築物の用途の変更(第百三十七条の十八第二項に規定する範囲より政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定に

(建築物の用途を変更する場合に法第二十四条等の規定を準用しない類

似の用途等)

掲げる他の用途とする。ただし、法第四十八条第一項から第十二項まで各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号にする類似の用途は、当該建築物が前条第八号から第十一号まで及び次の第百三十七条の十八 法第八十七条第三項第二号の規定により政令で指定

 の規定の準用に関しては、この限りでない。

2 法第八十七条第三項第三号の規定により政令で定める範囲は、次に定

めるものとする。

れぞれ当該イからホまでに掲げる用途相互間におけるものであること一善次のイからホまでのいずれかに掲げる用途である場合において、そ

イ・ロ 略

ハ 法別表第二均項第二号若しくは第三号又は同表別項第三号 ()から

二十までに掲げる用途

ニ・ホ

略

- 18 -

の部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。 ない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるそ三 用途変更後の法第四十八条第一項から第十三項までの規定に適合し

3 略

(工作物の指定)

第百三十八条 略

2 略

3 いては、 の敷地内にあるものを除く。)とする。 第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用を受けない建築物につ は第五号に掲げるもので建築物の敷地 事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又 定により政令で指定するものは、 製造施設、 第百三十七条に規定する基準時における敷地をいう。)と同 貯蔵施設、 遊戯施設等の工作物で法第八十八条第二項 次に掲げる工作物 (法第三条第二項の規定により法 (土木事業その他 の規 <u>ラ</u>

一~六

略

(製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等)

| 第百四十四条の二の二 第百三十八条第三項第一号から第四号までに掲げ

の部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。 ない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるそ三 用途変更後の法第四十八条第一項から第十二項までの規定に適合し

略

3

(工作物の指定)

第百三十八条

略

2

略

3 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第八十八条第二項の規の敷地内にあるものを除く。)とする。 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第八十八条第二項の規定する基準時における敷地をいう。)と同一いては、第百三十七条に規定する基準時における敷地をいう。)と同一いては、第百三十七条に規定する基準時における敷地をいう。)と同一の敷地内にあるものを除く。)とする。

一~六略

(製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等)

第百四十四条の二の二 第百三十八条第三項第一号から第四号までに掲げ

合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えるものとする。でに係る部分に限る。)、第百三十七条の七第二号及び第三号中「床面積のでに係る部分に限る。)、第百三十七条の七、第百三十七条の十二第四でに係る部分に限る。)、第百三十七条の七、第百三十七条の十二第四でに係る部分に限る。)、第百三十七条の七、第百三十七条の十二項ま

合計」とあるのは、「築造面積」と読み替えるものとする。。この場合において、第百三十七条の七第二号及び第三号中「床面積のでに係る部分に限る。)、第百三十七条の七、第百三十七条の十二第四では、第百三十七条の十八第二項(第三号を除く。)の規定を準用する

	する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の
は、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む	出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類
により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつて	(当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該
接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物	童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分
出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に	児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児
園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分(当該	八 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害
通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公	内の道路の部分
三 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児	ロ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から五メートル以
の道路の部分	イ 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分
二 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から五メートル以内	
一 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分	一次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること
	వ _్
道路又はその部分に設けてはならない。	をいう。以下この条において同じ。)に関するものは、次のとおりとす
路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)は、次に掲げる	駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分
)及び入口(路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の	路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。) 及び入口(路外
おいて同じ。)の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。	条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。)の
が道路(道路交通法第二条第一号に規定する道路をいう。以下この条に	外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路(道路交通法第二
第七条 自動車の出口 (路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面	第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口 (路
(自動車の出口及び入口)	(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)
現行	改正案

内の部分を含む。) 道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以

ニ橋

ホ 幅員が六メートル未満の道路

へ 縦断勾配が十パーセントを超える道路

つ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上とすること。 外駐車場にあつては、縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離さり自動車の駐車の用に供する部分の面積が六千平方メートル以上の路

準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上とすること。動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自四 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必

当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

六 五 四 縦 幅 順 類

幅員が六メートル未満の道路

縦断勾配が十パーセントを超える道路

2 国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の 要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、 はその部分に該当するものを除く。)に設ける路外駐車場であつて、 \mathcal{O} 前項第 部分 保に支障がないと認めるものについては、 1 口 駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分(のを除く。 特定自動 これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のた その他の路外駐車場又はその部分 ニメートル 専ら大型自動 (当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又 部分と区分されたものに限る。) 一号の規定は、 以下 輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその 一輪車及び普通自動二輪車 特定自動二輪車」 自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又は という。 適用しない 一・三メートル (いずれも側車付きのも の駐車のため

の路外

他

設けること、必要な交通整理が行われること等により、 当するものを除く。)に設ける路外駐車場であつて、 いと認めるものについては、 当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がな (当該道路又はその部分以外の同項各号に掲げる道路又はその部分に該 前項の規定は、 自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその 適用しない。 次に掲げるもの 必要な変速車線を 国土交通大臣 部

前項第 号に掲げる道路の部分のうち、

イ 口 略

3

略

イ

口

略

略

前項第

号イに掲げる道路の部分のうち、

次に掲げるもの

必

2

確

3 略

略

4 及ぼすおそれのあるとき、 び入口は、 道路に設けなければならない。 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、 その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少な その他特別の理由があるときは、 ただし、 歩行者の通行に著し 自 1動車の この限りで 出 口及

、次のとおりとする。 (車路に関する技術的基準)	口については、適用しない。	内に設ける場合における当該自動車の出口(出口付近を含む。)又は入4 第一項第二号から第五号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路				
車路を設けなければならない。 「(車路)	ては、適用しない。 (出口付近を含む。) 又は入口についる場合における当該自動車の出口(出口付近を含む。) 又は入口についる 第四項から前項までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設け	行する者の存在を確認できるようにしなければならに向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内にお	の車絡の中心泉上一・四メートルの高さこおって、道絡の中心泉こ直角7 自動車の出口付近の構造は、当該出口から二メートル後退した自動車しなければならない。	標準とし、かつ、切取の車路とのなす角度及のすみ切りをしなけれ	6 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要りでない。	だし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上としなければならない。た駐車場にあつては、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、ない。

- イ の部分の区分に応じ、 自動車 自動 トル) その部分 収施設が設けられており、 一・七五メートル 特定自動 方通行の自動車の車路のうち、 車 以 上 の車路の幅員は、 が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。 (以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。 |輪車の車路又はその部分にあつては、 当該イからハまでに定める幅員とすること。 (前条第一項第五号イに掲げる路外駐車場又は イからハまでに掲げる自動車の車路又はそ かつ、 歩行者の通行の用に供しない部分 当該車路に接して駐車料金の徴 一・七五メー
- 車の車路又はその部分にあつては、二・二五メートル)以上除く。) 三・五メートル(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪口 一方通行の自動車の車路又はその部分(イに掲げる車路の部分を
- ・五メートル)以上 車専用駐車場の特定自動ニ輪車の車路又はその部分にあつては、三本専用駐車場の特定自動ニ輪車の車路又はその部分 五・五メートル (自動ニ輪
- 三 1 口 車路にあつては、 に規定する建築物をいう。 建築物 は り 下 曲 部 (建築基準法 の高さは、 (ターンテーブルが設けられているものを除く。 次のいずれにも適合する構造とすること。 二・三メートル以上であること。 昭 以下同じ。 和二十五年法律第二百 である路外駐車場の自動 号 第二条第一号 以下同じ 車

輪車を三メートル以上の内法半径で回転させることができる構造)

きる構造

自動

一輪車専

用駐車場の

屈曲部にあつては、

特定自動一

は

自動車を五メートル以上の内法半径で回転させることがで

- 2 3 しない ただし、 規定する建築物をいう。 ければならない。 の構造は、 て駐車料金の徴収施設が設けられており、 建築物 自動 箇所にあつては、 車 の車路の幅員は、 (建築基準法 前 方通行の車路にあつては、 二項の規定によるほか、 (昭和二十五年法律第二百 二・七五メートル)以上とすることができる。 以下同じ。 五. 五メートル以上としなければならない。 次の各号に定めるところによらな である路外駐車場の 五メー かつ、 歩行者の通行の用に供 トル 一 号) (当該車路に接し 第二条第一号に 自 動車 中の車路
- 一はり下の高さは、二・三メートル以上であること。
- 車が五メートル以上の内のり半径で回転できる構造であること。 二 屈曲部 (ターンテーブルが設けられているものを除く。) は、自

動

- 三(傾斜部の縦断勾配は、十七パーセントを超えないこと。
- □ 傾斜部の路面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること

°	三 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること	ハ 傾斜部の縦断勾配は、十七パーセントを超えないこと。	であること。

第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項の第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定に第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の一第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の一	
。)、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五れらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号(こただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項をだし書及び第十二項	準用する場合を含む。)、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第三号及び第四号(これらの規定を同法第五十七条の五第三項において四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第だし書及び第十三項ただし書、第十一項ただし書、第十一項及び第十三項ただし書、第十一項をだし書、第十二項た
ただ第基め	ただ笠まめ
第二条の丘 - 去育三十三条及が育三十六条の去令こ基づい午可等の心分で(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分) 現 行	第二条の丘

項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による

三~二十七 略

条の九の規定に基づく条例の規定による処分

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

宅地又は建物に係るものとする。 と地又は建物に係るものとするものとされる場所に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法に推利に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の規定により、に基づらものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び条例の規定を含む。)に基づるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び条例の規定を含む。)に基づるものとされる縁地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び条例の規定を含む。)に基づるものとされるものを含む。)で当該第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該第三十八条第三項の規定を含むる。

略

合を含む。)、第五十条(同法第八十八条第二項において準用する場い。)、第四十九条の二(同法第八十八条第二項において準用する場ら)第十三項まで(同法第八十八条第二項において準用する場合を含むの)、第四十九条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含むる)、第四十九条第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四二、第四十三条の二、第四十三条の三、第四十三条の三、第四十三条の三、第四十三条の三、第四十三条の三、第四十三条の三、第四十三条の三、第四十三条の三、第四十三条の三、第四十三条の三、第四十三条の三、第四十三条の三、第四十三条の三、第四十三条の三、第四十三条の三、第四十三条の三、第四十三条の三、第四十三条

く条例の規定による処分、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づ、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づ十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二に第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三

三~二十七 略

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるも第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で改合で定めるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法が第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものとされるものとする。

略

合を含む。)、第五十条(同法第八十八条第二項において準用する場と、第十二項まで(同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条(同法第八十八条第二項において準用する場合を含むら第十二項まで(同法第八十八条第二項において準用する場合を含むら第十二項まで(同法第八十八条第二項、第四十七条、第四十八条第一項からを第一項、第四十五条第一項、第四十三条、第四十三条の二、第四十三条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十三条

三項 場合を含む。)、第六十八条の九、第七十五条、 十六条の二第 項、第七十六条の三第五項、 及び第五項(これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する 七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項 条第一項及び第二項、 条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二 項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四 合を含む。)、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一 第六十一条、第六十二条、第六十七条の二第一項及び第三項から第 第五十七条の二第三項、 第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十 一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第 第六十条の二第一項から第三項まで及び第六項 第五十七条の四、第五十七条の五、 第八十六条第一項から第四項まで、第八 第七十五条の二第五 第五十

三~三十二 略

2 . 3

三項 条、 項、第七十六条の三第五項、 場合を含む。)、第六十八条の九、第七十五条、 条第一項及び第二項、 項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、 十六条の二第 及び第五項(これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する 七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項 八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十 合を含む。)、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一 第六十一条、第六十二条、第六十七条の二第一項及び第三項から第 第五十七条の二第三項、 第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二 一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第 第六十条の二第一項から第三項まで及び第六項 第五十七条の四、第五十七条の五、 第八十六条第一項から第四項まで、 第七十五条の二第五 第五十四 第五十 第八

2 · 3 略

三~三十二

略

改正案	現
(他の法令の準用)	(他の法令の準用)
第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立	第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立
したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみな	したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみな
して、これらの規定を準用する。	して、これらの規定を準用する。
一~六 略	一~六 略
七 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第五項、第十二条	七 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十一条第五項、第十二条
の二第三項、第三十四条の二第一項(同法第三十五条の二第四項にお	の二第三項、第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条
いて準用する場合を含む。)、第四十三条第三項、第五十八条の二第	の二第一項ただし書、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一
一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第一項、第二項及び	項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第一項、第二項及び第
第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項	四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項
二十四~三十一 略	二十四~三十一 略
2 略	2 略

— 〜 四 略	一~四略
	は、二へクタール)以上のものとする。
基準に該当するものにあつては、二ヘクタール)以上のものとする。	進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつて
の計画的な整備改善を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める	ことが確実であると見込まれることからその計画的な整備改善を特に促
つあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれることからそ	で、現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化する
。)又は第四号に掲げる区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつ	条第四項に規定する開発整備促進区を除く。)又は第四号に掲げる区域
外の区域内の同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区を除く	外の区域内の同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区及び同
専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以	専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域以
八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居	八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居
区画整理促進区域の区域、同号に掲げる地区計画の区域(都市計画法第	区画整理促進区域の区域、同号に掲げる地区計画の区域(都市計画法第
る区域は、次に掲げる区域で面積が三へクタール(第一号に掲げる土地	る区域は、次に掲げる区域で面積が三へクタール(第一号に掲げる土地
第五条 法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定め	第五条 法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定め
等の区域)	等の区域)
(その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる高度利用地区	(その区域内の土地の買取りが資金の貸付けの対象となる高度利用地区
現行	改 正 案

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現
第十日を「欠り去さり見宜こつゝでよ、後毒が国り丁女幾週にみなしてに (他の法令の準用)	第十日を「欠り去うり見官こつ、でよ、幾番を国り丁女幾週となるしてに(他の法令の準用)
規定を準用する。	規定を準用する。
一略	一略
二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二第一項(同	二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項第四号及
法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)、第四十二	び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項
条第二項(第五十二条の二第二項(第五十七条の三第一項において準	(第五十二条の二第二項(第五十七条の三第一項において準用する場
用する場合を含む。)、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並び	合を含む。)、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市
に密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年	街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四
法律第四十九号)第二百八十三条第三項において準用する場合を含む	十九号)第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。)、第
。)、第四十三条第三項、第五十八条の二第一項第三号及び第五十八	四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八
条の六第一項	条の六第一項
三~十五 略	三~十五 略
2 略	2 略

$\overline{}$
傍線
0
部八
分
は
改
正
部
分

2 · 3 略	2 : 3 略
五~十七略	五〜十七略
の六第一項	十八条の六第一項
の二第一項ただし書、第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八条	いて準用する場合を含む。)、第五十八条の二第一項第三号及び第五
四 都市計画法第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条	四 都市計画法第三十四条の二第一項(同法第三十五条の二第四項にお
一〜三略	一〜三 略
規定を準用する。	規定を準用する。
は当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの	は当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの
都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。)にあつて	都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。)にあつて
は当該指定都市と、中核市が設立したもの(中核市が都道府県及び指定	は当該指定都市と、中核市が設立したもの(中核市が都道府県及び指定
府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。)にあつて	府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。) にあつて
にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したもの(指定都市が都道	にあつては当該都道府県と、指定都市が設立したもの(指定都市が都道
たもの(都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。)	たもの(都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。)
第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立し	第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立し
(他の法令の準用)	(他の法令の準用)
現行	改正案

三〜十三 略 三〜十三 略	条第三項及び第五十八条の二第一項第三号	法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)、第四十三	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二第一項(同 ニ	略	らの規定を準用する。	二号及び第七号に掲げる規定にあつては、都道府県)とみなして、これ 二号	次の法令の規定については、事業団を地方公共団体(第一号、第 第五条	他の法令の準用) (4	改 正 案
二〜十三 略	第一号並びに第五十八条の二第一項第三号	び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十三条第一項	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項第四号及	略	らの規定を準用する。	二号及び第七号に掲げる規定にあつては、都道府県)とみなして、これ	条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体(第一号、第	他の法令の準用)	現 行

改正案	現
(広告の規制等に係る許可等の処分)	(広告の規制等に係る許可等の処分)
第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政 第	第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政
令で定めるものは、次に掲げるものとする。	令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 略	一略
二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十三条第一項ただ	二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十三条第一項ただ
し書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第	し書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第
一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、	一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、
第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書	第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書
、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項た	、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十二項
だし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十	ただし書、第五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第五十三条第
四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第	四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号(こ
三号及び第四号(これらの規定を同法第五十七条の五第三項において	れらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む
準用する場合を含む。)、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第	。)、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五
一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、	十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一
第五十九条の二第一項、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条第	項、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三
一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の	項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六
五の二第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項	十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の
並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二	二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による
第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十	指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並び

条の九の規定に基づく条例の規定による処分 項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八 認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一 六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による

三~三十一 略

、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づ 十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、 に第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三 く条例の規定による処分 第四十九条の二

三~三十一 略

の長又は港務局の長とする。)に協議しなければならない。	ばならない。
条の規定により港務局の長に委任されている場合にあっては当該市町村	合にあっては当該市町村の長又は港務局の長とする。)に協議しなけれ
により市町村が処理することとされている場合又は都市計画法第八十六	又は都市計画法第八十六条の規定により港務局の長に委任されている場
第二十九条の事務が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定	の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている場合
場合にあっては当該指定都市、中核市又は特例市の長とし、都市計画法	市の長とし、都市計画法第二十九条の事務が地方自治法第二百五十二条
の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市における	第一項の特例市における場合にあっては当該指定都市、中核市又は特例
五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項	五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三
め、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百	法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百
のを除く。)を行おうとするときは、当該開発行為について、あらかじ	行為について、あらかじめ、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年
条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十二号までに掲げるも	条第一項各号に掲げるものを除く。)を行おうとするときは、当該開発
区域において、同法第四条第十二項に規定する開発行為(同法第二十九	区域において、同法第四条第十二項に規定する開発行為(同法第二十九
三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域又は市街化調整	三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域又は市街化調整
第八条 機構は、特例業務を行う場合においては、都市計画法(昭和四十	第八条 機構は、特例業務を行う場合においては、都市計画法(昭和四十
現行	改正案

$\overline{}$
傍線
0
部
分
は
改
TF.
部
分
$\overline{}$

2 略	2 略
十一~二十九 略	十
八十条第一項	第八十条第一項
六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第	の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに
四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の	。)、第四十三条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条
十九号)第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。)、第	法律第四十九号)第二百八十三条第三項において準用する場合を含む
街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四	に密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年
合を含む。)、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並びに密集市	用する場合を含む。)、第五十三条第二項及び第六十五条第三項並び
(第五十二条の二第二項(第五十七条の三第一項において準用する場	条第二項(第五十二条の二第二項(第五十七条の三第一項において準
び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項	法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)、第四十二
十 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項第四号及	十 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二第一項(同
一~九 略	一〜九 略
なして、これらの規定を準用する。	なして、これらの規定を準用する。
第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみ	第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみ
(他の法令の準用)	(他の法令の準用)
現行	改正案

$\overline{}$
傍線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分

2 略	2 略
十~三十 略	十~三十 略
一項	第一項
、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第	項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条
第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項	四十三条第三項、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一
第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。)、第四十三条	する法律第二百八十三条第三項において準用する場合を含む。)、第
第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	六十五条第三項並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関
において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項及び第六十五条	三第一項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項及び第
二条第二項(同法第五十二条の二第二項(同法第五十七条の三第一項	、第四十二条第二項(同法第五十二条の二第二項(同法第五十七条の
項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十	第一項(同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)
九(都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第二十九条第一	九 都市計画法第十一条第五項、第十二条の二第三項、第三十四条の二
一~八 略	一~八 略
、これらの規定を準用する。	て、これらの規定を準用する。
第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして	第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなし
(他の法令の準用)	(他の法令の準用)
現行	改正案